【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（上場会社等に発生した事実に係る重要事実）

**第二十八条の二**　法第百六十六条第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二　事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三　免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四　親会社（法第百六十六条第五項に規定する親会社をいう。第七号において同じ。）の異動

五　債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（第七号及び第八号並びに第二十九条の二第四号、第六号及び第七号において「破産の申立て等」という。）

六　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（第八号並びに第二十九条の二第五号及び第七号において「不渡り等」という。）

七　親会社に係る破産手続開始の申立て等

八　債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求債権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

九　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。第二十九条の二第八号において同じ。）との取引の停止

十　債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

十一　資源の発見

十二　特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】 （改正なし）

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（上場会社等に発生した事実に係る重要事実）

**第二十八条の二**　法第百六十六条第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二　　事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三　免許の取消し、　事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四　親会社（法第百六十六条第五項に規定する親会社をいう。第七号において同じ。）の異動

五　債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始　又は企業担保権の実行の申立て又は通告（第七号及び第八号並びに第二十九条の二第四号、第六号及び第七号において「破産の申立て等」という。）

六　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（第八号並びに第二十九条の二第五号及び第七号において「不渡り等」という。）

七　親会社に係る破産手続開始の申立て等

八　債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求債権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

九　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。第二十九条の二第八号において同じ。）との取引の停止

十　債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

十一　資源の発見

十二　特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実

（改正前）

（上場会社等に発生した事実に係る重要事実）

**第二十八条の二**　法第百六十六条第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二　営業若しくは事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三　免許の取消し、営業又は事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四　親会社（法第百六十六条第五項に規定する親会社をいう。第七号において同じ。）の異動

五　債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（第七号及び第八号並びに第二十九条の二第四号、第六号及び第七号において「破産の申立て等」という。）

六　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（第八号並びに第二十九条の二第五号及び第七号において「不渡り等」という。）

七　親会社に係る破産手続開始の申立て等

八　債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求債権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

九　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。第二十九条の二第八号において同じ。）との取引の停止

十　債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

十一　資源の発見

十二　特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（上場会社等に発生した事実に係る重要事実）

**第二十八条の二**　法第百六十六条第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二　営業若しくは事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三　免許の取消し、営業又は事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四　親会社（法第百六十六条第五項に規定する親会社をいう。第七号において同じ。）の異動

五　債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（第七号及び第八号並びに第二十九条の二第四号、第六号及び第七号において「破産の申立て等」という。）

六　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（第八号並びに第二十九条の二第五号及び第七号において「不渡り等」という。）

七　親会社に係る破産手続開始の申立て等

八　債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求債権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

九　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。第二十九条の二第八号において同じ。）との取引の停止

十　債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

十一　資源の発見

十二　特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実

（改正前）

（上場会社等に発生した事実に係る重要事実）

**第二十八条の二**　法第百六十六条第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二　営業若しくは事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三　免許の取消し、営業又は事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四　親会社（法第百六十六条第五項に規定する親会社をいう。第七号において同じ。）の異動

五　債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（第七号及び第八号並びに第二十九条の二第四号、第六号及び第七号において「破産の申立て等」という。）

六　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（第八号並びに第二十九条の二第五号及び第七号において「不渡り等」という。）

七　親会社に係る破産手続開始の申立て等

八　債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求債権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

九　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。第二十九条の二第八号において同じ。）との取引の停止

十　債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

十一　資源の発見

（十二　新設）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】

（改正後）

（上場会社等に発生した事実に係る重要事実）

**第二十八条の二**　法第百六十六条第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二　営業若しくは事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三　免許の取消し、営業又は事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四　親会社（法第百六十六条第五項に規定する親会社をいう。第七号において同じ。）の異動

五　債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（第七号及び第八号並びに第二十九条の二第四号、第六号及び第七号において「破産の申立て等」という。）

六　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（第八号並びに第二十九条の二第五号及び第七号において「不渡り等」という。）

七　親会社に係る破産手続開始の申立て等

八　債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求債権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

九　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。第二十九条の二第八号において同じ。）との取引の停止

十　債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

十一　資源の発見

（改正前）

（上場会社等に発生した事実に係る重要事実）

**第二十八条の二**　法第百六十六条第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二　営業若しくは事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三　免許の取消し、営業又は事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四　親会社（法第百六十六条第五項に規定する親会社をいう。第七号において同じ。）の異動

五　債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（第七号及び第八号並びに第二十九条の二第四号、第六号及び第七号において「破産の申立て等」という。）

六　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（第八号並びに第二十九条の二第五号及び第七号において「不渡り等」という。）

七　親会社に係る破産の申立て等

八　債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求債権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

九　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。第二十九条の二第八号において同じ。）との取引の停止

十　債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

十一　資源の発見

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】

（改正後）

（上場会社等に発生した事実に係る重要事実）

**第二十八条の二**　法第百六十六条第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二　営業若しくは事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三　免許の取消し、営業又は事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四　親会社（法第百六十六条第五項に規定する親会社をいう。第七号において同じ。）の異動

五　債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（第七号及び第八号並びに第二十九条の二第四号、第六号及び第七号において「破産の申立て等」という。）

六　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（第八号並びに第二十九条の二第五号及び第七号において「不渡り等」という。）

七　親会社　に係る破産の申立て等

八　債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求債権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

九　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。第二十九条の二第八号において同じ。）との取引の停止

十　債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

十一　資源の発見

（改正前）

（発生に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百六十六条第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二　営業若しくは事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三　免許の取消し、営業又は事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四　親会社（法第百六十六条第五項に規定する親会社をいう。第七号において同じ。）の異動

五　債権者その他の当該会社以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（第七号及び第八号において「破産の申立て等」という。）

六　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（第八号において「不渡り等」という。）

七　親会社又は子会社に係る破産の申立て等

八　債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求債権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

九　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）との取引の停止

十　債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

十一　資源の発見

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第244号】 （改正なし）

【平成12年3月23日 政令第86号】

（改正後）

（発生に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百六十六条第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二　営業若しくは事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三　免許の取消し、営業又は事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四　親会社（法第百六十六条第五項に規定する親会社をいう。第七号において同じ。）の異動

五　債権者その他の当該会社以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（第七号及び第八号において「破産の申立て等」という。）

六　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（第八号において「不渡り等」という。）

七　親会社又は子会社に係る破産の申立て等

八　債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求債権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

九　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）との取引の停止

十　債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

十一　資源の発見

（改正前）

（発生に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百六十六条第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二　営業若しくは事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三　免許の取消し、営業又は事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四　親会社（法第百六十六条第五項に規定する親会社をいう。第七号において同じ。）の異動

五　債権者その他の当該会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告

六　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（第八号において「不渡り等」という。）

七　親会社又は子会社に係る破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（次号において「破産の申立て等」という。）

八　債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求債権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

九　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）との取引の停止

十　債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

十一　資源の発見

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（発生に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百六十六条第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二　営業若しくは事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三　免許の取消し、営業又は事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四　親会社（法第百六十六条第五項に規定する親会社をいう。第七号において同じ。）の異動

五　債権者その他の当該会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告

六　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（第八号において「不渡り等」という。）

七　親会社又は子会社に係る破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（次号において「破産の申立て等」という。）

八　債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求債権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

九　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）との取引の停止

十　債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

十一　資源の発見

（改正前）

（発生に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百六十六条第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二　営業若しくは事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三　免許の取消し、営業又は事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四　親会社（当該会社を支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。第七号において同じ。）の異動

五　債権者その他の当該会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告

六　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（第八号において「不渡り等」という。）

七　親会社又は子会社に係る破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（次号において「破産の申立て等」という。）

八　債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求債権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

九　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）との取引の停止

十　債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

十一　資源の発見

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】 （改正なし）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

（発生に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百六十六条第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二　営業若しくは事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三　免許の取消し、営業又は事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四　親会社（当該会社を支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。第七号において同じ。）の異動

五　債権者その他の当該会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告

六　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（第八号において「不渡り等」という。）

七　親会社又は子会社に係る破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（次号において「破産の申立て等」という。）

八　債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求債権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

九　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）との取引の停止

十　債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

十一　資源の発見

（改正前）

（発生に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百六十六条第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四　親会社（当該会社を支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。第七号において同じ。）の異動

五　債権者その他の当該会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告

六　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（第八号において「不渡り等」という。）

七　親会社又は子会社に係る破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（次号において「破産の申立て等」という。）

八　債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求債権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

九　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）との取引の停止

十　債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

十一　資源の発見

【平成4年6月26日 政令第228号】

（改正後）

（発生に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百六十六条第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四　親会社（当該会社を支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。第七号において同じ。）の異動

五　債権者その他の当該会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告

六　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（第八号において「不渡り等」という。）

七　親会社又は子会社に係る破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（次号において「破産の申立て等」という。）

八　債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求債権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

九　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）との取引の停止

十　債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

十一　資源の発見

（改正前）

（発生に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百九十条の二第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四　親会社（当該会社を支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。第七号において同じ。）の異動

五　債権者その他の当該会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告

六　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（第八号において「不渡り等」という。）

七　親会社又は子会社に係る破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（次号において「破産の申立て等」という。）

八　債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求債権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

九　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）との取引の停止

十　債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

十一　資源の発見

【平成3年12月10日 政令第367号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 政令第48号】 （改正なし）

【平成2年10月31日 政令第317号】

（改正後）

（発生に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百九十条の二第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四　親会社（当該会社を支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。第七号において同じ。）の異動

五　債権者その他の当該会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告

六　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（第八号において「不渡り等」という。）

七　親会社又は子会社に係る破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（次号において「破産の申立て等」という。）

八　債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求債権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

九　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）との取引の停止

十　債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

十一　資源の発見

（改正前）

（発生に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百九十条の二第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分の申請がなされたこと又は当該申請について裁判があつたこと若しくは当該申請に係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四　親会社（当該会社を支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。第七号において同じ。）の異動

五　債権者その他の当該会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告

六　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（第八号において「不渡り等」という。）

七　親会社又は子会社に係る破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（次号において「破産の申立て等」という。）

八　債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求債権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

九　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）との取引の停止

十　債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

十一　資源の発見

【平成2年7月20日 政令第223号】 （改正なし）

【平成2年3月30日 政令第65号】 （改正なし）

【平成元年2月3日 政令第23号】

（改正後）

（発生に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百九十条の二第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分の申請がなされたこと又は当該申請について裁判があつたこと若しくは当該申請に係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四　親会社（当該会社を支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。第七号において同じ。）の異動

五　債権者その他の当該会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告

六　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（第八号において「不渡り等」という。）

七　親会社又は子会社に係る破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（次号において「破産の申立て等」という。）

八　債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求債権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

九　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）との取引の停止

十　債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

十一　資源の発見

（改正前）

（新設）